

下 総 第 1 3 6 0 号
令和5年(2023年)10月4日

下関市監査委員 今 井 弘 文 様
同 秋 森 和 也 様
同 木 本 暢 一 様
同 田 中 義 一 様

下関市長 前田 晋太郎

定期監査の結果に関する報告に係る措置の通知について

令和5年4月6日付け監査報告第7号により提出のありました定期監査の結果に関する報告書において、改善が必要な事項として指摘のありました事項について、別添のとおり改善措置を講じましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により通知します。

監査の結果に基づき講じた改善措置

観光スポーツ文化部観光政策課
観光スポーツ文化部観光施設課
観光スポーツ文化部スポーツ振興課

観光スポーツ文化部観光政策課について

[指摘事項]

- (1) 下関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第7条第1項で「任命権者は、少なくとも1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置かなければならない。」と規定されているが、職員が週休日又は休日に6時間を超えて勤務した場合の時間外勤務命令等において、休憩時間を与えていない事例や休憩時間が短い事例が見受けられた。関係法令等に基づき、適正に勤務時間を管理されたい。

(改善措置状況)

週休日及び休日に6時間を超えて勤務した場合の時間外勤務命令等において、休憩時間を与えていない事例や休憩時間が短い事例については、イベント等の勤務内容を前もって確認し、休憩時間が取れるようなスケジュール（時間割）を設定するとともに、各職員に関係法令等を改めて周知・徹底を行うこととした。

今後は、関係法令等を遵守するとともに、適正に勤務時間の管理に努める。

観光スポーツ文化部観光施設課について

[指摘事項]

- (1) 旧下関市園芸センターの土地使用料について、納期限を超えて納付されているが、督促の処理が行われていなかった。下関市債権管理条例施行規則に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘は、市の都合により、納付書の発送が遅れたものの、納期限は当初のままとしていたため、納期限を超えて納付された事に対し、督促を行っていなかったものである。

今後は、適正な納期限を指定し発送するとともに、納期限を超えた場合は、下関市債権管理条例施行規則に基づき督促状を発送することとする。

- (2) 地方自治法第232条の3で、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに

従い、これをしなければならぬ。」と規定されている。ところが、土地の賃貸借契約において、後年度予算の裏付けがないにもかかわらず、「賃貸借期間が満了する1月前までに、甲又は乙から意思表示がないときは、この契約は更に1か年継続するものとする。」との規定がある、いわゆる自動更新条項が設定された契約書が見受けられた。所要の措置を講じるとともに、関係法令等に基づき、適正に事務処理されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、令和5年度契約から契約書中の自動更新条項を削除し、毎年度契約を実施するよう改めた。

観光スポーツ文化部スポーツ振興課について

[指摘事項]

- (1) 行政財産の目的外使用許可に係る使用料の算定について、使用土地の価格に起因する算定誤りにより、本来徴収すべき額よりも少なく調定していた。所要の措置を講じられるとともに、同様の事例が発生することのないようチェックを強化されたい。

(改善措置状況)

今回の指摘を受け、行政財産使用許可申請者に対し過少に徴収していた旨を説明し、令和5年2月28日に追加徴収(調定)の処理を行い、令和5年3月7日に納付していただいた。

今後、行政財産目的外使用許可を行う際には、使用料算定シートの入力確認及び検算を行い、このような事案が発生しないよう適正な事務処理に努める。

- (2) 時間外勤務手当の支給事務において、職員が週休日又は休日に6時間を超えて勤務した場合において、当該職員の休憩時間が確認できない事例が見受けられた。所管課によると、当該職員へ休憩時間は与えられており、休憩時間の入力を失念していたということであった。所要の措置を講じるとともに、支給事務に係るチェックを適切に行われたい。

(改善措置状況)

今回の指摘により、令和5年4月26日及び同月27日に戻入処理を行い、令和5年5月8日、同月10日及び同月12日に対象職員による納付を確認した。

今後は、関連規則等の理解を深めるとともに時間外勤務手当の取扱いや支給ミスが生じることのないようチェック強化に努める。

以上